

熊本県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年6月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	212号	阿蘇市黒川乙字田代下 343番地先から	前	7.0 ～ 98.0	1,145.6	旧道移管
				17.4 ～ 64.4	1,206.8	
		1272番9地先まで	後	17.4 ～ 64.4	1,206.8	

2 区域変更する期日 平成17年6月29日

熊本県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年6月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡 字土線	宇城市松橋町豊崎 1960番3地先から 同市松橋町松橋 290番2地先まで	457.0	単橋改

2 供用開始する期日 平成17年7月10日

熊本県告示第852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨本渡市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の字	区 域	変更後の字
大 友	830の2の一部、832の3、833の3、843の2の一部、845の一部、847の一部、848及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	大友尻
大友尻	850の一部、851の2の一部、852の一部、863の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	大 友
小 城	593の2、595の一部及びこれらの区域の隣接する道路である国有地の全部	大友尻
大友尻	857の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	小 城

公 告

熊本県公告第 505 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務名称
熊本県立大学関係不動産鑑定評価業務
 - (2) 業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 評価を行う対象物件
ア 熊本県立大学敷地、建物及び工作物
イ 熊本県立大学第二グラウンド敷地、建物及び工作物
ウ 教員住宅敷地、建物及び工作物
- 2 競争入札の参加資格
 - (1) 熊本県内に事業所を有し、不動産鑑定業者として国土交通大臣登録又は熊本県知事登録がなされていること。
 - (2) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。）による審査のうえ、有資格者として営業種目補償鑑定関係調査業務（うち不動産鑑定調査）に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (3) 8（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 17 年 6 月 29 日（水曜）から平成 17 年 7 月 13 日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 17 年 6 月 29 日（水曜）から平成 17 年 7 月 11 日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 3217
- 6 入札の方法等
 - (1) 入札金額は、熊本県立大学関係不動産鑑定評価業務に係る報酬費用とする。
 - (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 電送及び郵送による入札は認めない。

- (4) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (5) 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 7 入札参加条件
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 2の入札参加資格をすべて満たしていること。
- (2) 当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき、確実に履行できる者であること。
- (3) 当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。
- 8 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年6月29日（水曜）から平成17年7月13日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年7月13日（水曜）午後2時から
イ 場所
熊本県立大学管理棟2階大会議室
- (4) 入札書の提出方法
8の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 9 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を8の(3)の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。